

オリンピック競技大会の参加に係る規定

オリンピック憲章 (OC) 第 45 条

IOC 常任理事会は、OC 第 19 条 3.10 および第 45 条に則り、オリンピック競技大会への参加に係る規定をここに公表する。

1. アンチ・ドーピングに関わるあらゆる組織のアンチ・ドーピング規程に違反し、6 ヶ月を超える出場停止処分を課された者は、当該処分の満了日後、直近に開催されるオリンピック競技大会および冬季オリンピック競技大会には、いかなる立場であっても参加することができない。
2. 本規定は、2008 年 7 月 1 日以降のあらゆるアンチ・ドーピング規程違反に適用する。これらの違反は、すべての国際競技連盟および各国のオリンピック委員会、すべてのオリンピック競技大会組織委員会に通知される。

アテネにて

2008 年 6 月 27 日

IOC 常任理事会代表

会長 ジャック・ロゲ

事務局長 ウルス・ラコッテ